

# Meet Again 会則

平成15年7月設置

平成15年7月改訂

## 第1条（名称及び事務局所在地）

- 1 名称は「Meet Again」とする。
- 2 事務局は、原則として東京都中央区築地5 - 3 - 1海上保安庁海洋情報部に置く。

## 第2条（目的）

バドミントン競技を通じて、会員間の親睦と技術の向上を目的とする。

## 第3条（本会の活動）

本会は、前条の目的を達成するために、例会、及び親睦行事を開催する。

## 第4条（会員）

本会会員は、本会の目的を理解し、遵守し、本会への参加を希望する次の者で構成する。

### 1 正会員

海上保安庁に勤務する者及び東京都中央区及びその隣接各区に在住または  
在勤する社会人（大学生、専門学校生を含む）で、役員会が承認した者。

### 2 準会員

以前に本会正会員であったもので、現に東京都中央区及び隣接する各区に在住または  
在勤していない者で役員会が承認した者。

### 3 例会会員

東京都中央区及び隣接する各区に在住又は在勤する社会人で、主に例会のみ参加する者  
または非社会人（学徒、学童）で役員会が承認する者。

## 第5条（例会参加資格）

- 1 例会の参加資格は、前条各号に規定する者とする。
- 2 前条第3後段に規定する者の役員会での承認基準は次のとおりとする。

例会開催会場までの交通及び例会開催時間中に保護者（親族または当該者の通学学校教員等）  
の同伴、または例会参加における承諾書の提出が事前にある者。

次の事項を承諾すること。

例会参加による自宅と会場間の往復交通及び例会開催時間中に係るあらゆる事件、

事故に関しては、本人の責任において処理されることとし、本会は、その責任を負わない。

- 3 次の者に対しては例会参加資格を認めない。

個人の利益活動及び企業の営利、宗教活動など、または本会の目的に合致しない活動や言動を  
発し、またはこれを行う者、並びにそれらの行為を犯す事が予想される者。

- 4 前項に係わる認定は、役員会で審議され、これを公表することができる。

#### 第6条（役員）

- 1 役員は、正会員及び正会員から推薦のあった会員から互選され、構成は次のとおりとすることができる。

会長 1名

幹事 5名（内、事務局1名を含む。）

会計 1名

会計監査 1名

- 2 役員の任期は、1年間とし、定期総会から次期定期総会までとする。
- 3 役員の再任は、さまたげない。
- 4 役員の選任は総会において行われる。
- 5 役員に欠員が生じた場合は出来るだけ早い時期に臨時総会を開催し、後任者を選任する。  
この場合の後任者の任期は、前任者の残任期とする。
- 6 前項の臨時総会が開催されない場合、欠員役員の任期終了日までの期間は、会長が欠員役員の  
任務を兼務する。
- 7 役員には事務局所在地の在籍者を充てるものとする。

#### 第7条（役員の仕事）

- 1 会長は本会の活動及び役員活動の責任者であり、かつ、代表として本会の全権を掌握し第2条に  
掲げる目的達成のために本会を運営する。
- 2 役員は会員の代表として会員の声を尊重し、公平、公正にかつ、本会をの運営とするために  
役員会等に出席し、議事案件を処理するとともに第2条に掲げる目的達成のために例会会場の  
確保等に努める。

#### 第8条（定期総会及び臨時総会）

- 1 定期総会は、年一回開催する。

- 2 総会は、正会員の過半数以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出は出席とみなす。
- 3 決議は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 4 会長は、正会員の3分の1以上の要請により、臨時総会を開催しなければならない。
- 5 総会における議事は役員以外の正会員の出席者の互選により議長を選任（臨時総会においては役員と総会要請者を議長に認めない）して運用する。選任された議長は議事を統括する。
- 6 定期総会においては会計報告及び会計監査報告を行い、総会の承認を得なければならない。
- 7 定期総会においては、第6条第2項の議事を行う。
- 8 総会において事前に会員以外の傍聴要請があった場合、会長はこれを認めることができる。
- 9 会長は前項の規定により会員以外の者の傍聴を認めた時は、総会冒頭において出席者に当該傍聴者の紹介と来会の目的を紹介するものとする。

#### 第9条（役員会）

- 1 役員会は年二回（夏期・冬季）開催するものとする。ただし、会長が必要と認める時、または幹事全員の役員会開催請求があった場合臨時役員会を開催出来るものとする。
- 2 役員会の決議は出席役員の過半数以上の賛成を必要とする。ただし可否同数の場合は、会長判断をもって役員会の決議とする。
- 3 役員会は会長の判断により、会員の個人情報等に係る案件以外の審議については、公開を原則とする。ただし、役員以外の参加者には、発言権を与えない。

#### 第10条（例会）

- 1 例会は、必要に応じて開催する。
- 2 例会会場は原則として事務局所在地から最寄りの公共体育館または準公共の運動施設とする。
- 3 役員による会場確保が困難な場合は、会員の確保による会場をもって例会に替えることができる。
- 4 例会は正会員及び準会員の活動を優先とする。

#### 第11条（会費及び運営費）

- 1 会費は、次による。

正会員

年会費 1000円 / 1年

例会費 200円 / 1回

準会員

例会費 200円 / 1回

例会会員

例会費 300円 / 1回

- 2 第1項の年会費は、第5項の該当を除き、原則年度当初に、例会費は当日の例会開始時に徴収する。
- 3 例会費は、必要に応じ、例会参加会員の承諾を得て次の事態が生じた場合に限り増額徴収することができる。  
会場使用経費が不足した場合。  
シャトルの不足を生じた場合。
- 4 本会運営費の不足が生じた場合は、総会の決議により当該年度の年会費を増額することができる。  
この場合の決議は、第8条第3項に規定する「出席者」を「正会員の出席者」と読み替えるものとする。ただし、増額により補填できる運営費の不足額は、当該年度内に生じた不足額を超えてはならない。
- 5 同一年度内10月1日以降に本会に入会する場合は年会費を500円にすることができる。

#### 第12条（会則の適用）

会則の改定（追加・削除・変更）は総会、役員会、または会長の指示による決議をもって行われ、附則において決議日と施行日を明記する。

#### 附則第1条（会則の適用）

本則は平成14年7月15日第1回総会において決議、平成14年7月15日から施行する。

平成15年6月20日第1回会則の改訂決議承認

平成15年7月1日施行

#### 附則第2条（事務局・名称）

- 1 本則第1条の規定に係わらず、本会構成会員の極端な変化がある場合は、事務局の所在地及び本会の名称の変更は、適切なる手続きをもって、これを妨げない。
- 2 第6条第7項の規定は、構成会員に当該対象者が満たない限りはこれを適用しない。

#### 附則第3条（役員）

- 1 本則第5条における会長は、会の公開、公正に寄与することに努める
- 2 会長を除く役員は
  - 1) バドミントン協会、及びバドミントン関係団体との連絡窓口を担う。

- 2) 各種企画の取り纏め事務を行う。
- 3) バドミントンに関する資質の向上に努め、これを会に公表することができる。
- 4) 会計は収入支出を出納し、定期総会においてこれを公表し、出納の維持管理を行う。
- 5) 会計監査は、収支を監査し、定期総会において結果を報告する。